

# 第21回定期総会議案書

六甲アイランドを美しい街にする会

第一号議案	2021年度活動報告	2
第二号議案	2021年度決算報告	3
第三号議案	2022年度活動方針	3
第四号議案	2022年度予算案	5
第五号議案	規約改正案	6
第六号議案	世話人の変更と役割分担	9
質疑、意見交換		9

2022年6月18日(土)

於 E10コミュニテイホール

# 第一号議案 2021年度活動報告

## 活動者向けのガーデニング便覧を作成

会員の中川さんが活動者向けにガーデニング便覧を作成されました。  
活動者に配布いたしました。

## 7月25日(日) 第1回島内ゴミ拾い大会

35名にご参加いただき、約1時間島内のゴミを拾いました。

## 9月19日(日) 六甲アイランドクリーンアップ大作戦

INAC神戸レオネッサの選手、スタッフ、ステンスワンププロジェクトの方々、住民の方々や美街会の会員が参加しました。

## 10月3日(日)

### 10日(日) 親子でサツマイモを育てる会 サツマイモ収穫

### 17日(日)

前年に引き続きコロナ感染症対策の為、30組の方々に3日間に分かれて収穫していただきました。

## 11月15日(月)～

## 11月30日(火) どんぐりさくせん

この取り組みは、六アイにたくさんあるどんぐりと熱心にどんぐりを拾うこどもたちを見て、花の少ない時期に花壇に足を運ぶきっかけとして企画しました。集まったどんぐりを、シカの絵やシカのお世話をされているの方々へのお手紙と一緒に、奈良の鹿愛護会に寄付いたしました。

## 12月4日(土) チューリップ球根植え

六甲アイランドの住民の方々、甲南大学サッカー部の方々、INACの選手・関係者の方々、神戸国際大学の方々約150名の皆様と一緒に当会と提携している豊岡市但東町園芸組合5名の指導のもと、3万球の球根を植えました。

## 2022年 3月20日(日)～

4月3日(日) 第21回 六甲アイランドチューリップ祭  
コロナ禍の中、感染症対策を講じながらの開催でしたが、写生大会・スタン  
プラリー・花の人気投票にはたくさんの方にご参加していただき、募金箱・  
お振込みなど寄せられたご好意は 36万円を超えました。

## 第二号議案 2021年度決算報告

巻末の決算報告書を参照してください。

## 第三号議案 2022年度活動方針

### 広報活動

- ・ SNSにより定期活動の様子・花の開花状況などを発信する  
(Instagramから、Twitter・Facebookに連動させ、発信媒体  
を増やす。神戸国際大学(ちい活)や神戸動植物環境専門  
学校の協働の様子をInstagramのお互いのアカウントを紐づ  
けし、活動を見ていただく機会を増やす。
- ・ 企業会員・賛助会員との交流→引き続き会報に企業名を掲  
載。
- ・ 毎月のお知らせを、メール、FAX、Instagram、HP、紙媒  
体、LINEで配信。

### 花いっぱい活動

- A～D花壇に鑑賞用の花を年を通して育成する。E花壇(ハーブ園)にはハーブを中心に鑑賞用の植物を育成する。  
水やり、草刈りを日常的に行い、美観を保つ。
  - 親子でサツマイモを育てる会を運営する。サツマイモの世話、サツマイモ会員のサポートを行う。
- トーホーコーヒー工場・島内のカフェに引き続きコーヒーかすの提供にご協力いただき、植物残渣の対策としてホットコンポストを継続する。
- 活動者の負担を軽減するため、花壇の雑草を抜く面積を減らす。(法面をグランドカバーし、雑草抜きの負担を減らす。)
- ペチュニアやスーパーアリッサムなど切り戻しにより長く咲く植物を増やすようにする。(切り戻しの方法を経験者よりアドバイスを頂いたり、資料を活動者の皆様に配布できるようにする。)
- 街会の花壇活動に少しでも興味を持っていただけるように雑草抜き大会やどんぐりさくせんなどのミニイベントを無理のない範囲で開催できるようにする。

## クリーン活動

- ミニクリーンの継続と呼び掛け。
- 昨年開催して反響が良かったゴミ拾い大会を7、8月に開催する。

- ・甲南大学サッカー部・島内小学校・中学校とのクリーン活動を無理のない範囲でおこなう。

## 環境学習

- ・六甲アイランド小との清掃を兼ねた、環境学習の実施。

## 第四号議案 2022年度予算案

巻末の予算案を参照してください。

# 第五号議案 規約改正案

「六甲アイランドを美しい街にする会 規約」 改正の件

現 行	改 正 後
<p><b>第1条 (名称)</b> この会は「六甲アイランドを美しい街にする会」（以下「美しい街にする会」という）と称し、事務所を「よりあい向洋」（神戸市東灘区向洋町中5丁目15番19号）内に置く。</p> <p><b>第2条 (目的)</b> 美しい街にする会は六甲アイランドを、汚れのない清潔で快適な、モラルとマナーを備えた、心から誇りに思える、美しい街にする為の活動を行うことを目的とする。</p> <p><b>第3条 (活動内容)</b> 美しい街にする会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 六甲アイランドの汚れをなくす。</li> <li>2. 六甲アイランドをより美しい街にする。</li> <li>3. 六甲アイランドのモラルとマナーを向上させる。</li> </ol> <p><b>第4条 (会員)</b> 美しい街にする会はこの目的、趣旨に賛同する次の会員により構成され、資格を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員の構成 ①個人会員 ②法人会員 ③賛助会員 ④特別会員</li> <li>2. 会員の資格 ①当年度および前年度の会費を納入した個人・団体とする。</li> <li>②同上期間内の会費未納者は休眠会員とし、議決権を失う。</li> <li>③退会する場合は、事務所に届け出る。</li> <li>④アドバイザー顧問は、会費を納めた期間を除き、議決権を有しない。</li> <li>⑤特別会員は学校と学生・生徒とする。但し、小学生以下は、保護者の承諾</li> </ol>	<p><b>第1条 (名称)</b> この会は「六甲アイランドを美しい街にする会」<u>（以下「本会」）</u>と称し、事務所を「よりあい向洋」（神戸市東灘区向洋町中5丁目15番19号）内に置く。</p> <p><b>第2条 (目的)</b> <u>本会は清潔で美しい六甲アイランドを目指し、住み続けられるまちづくりを行うことを目的とする。</u></p> <p><b>第3条 (活動内容)</b> 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>クリーン活動・・・六甲アイランドをポイ捨てゴミのない清潔な街にする。</u></li> <li>2. <u>花いっぱい活動・・・六甲アイランドをさらに美しい街にするために、借出した花壇にチューリップを始めとする花を育てる。</u></li> <li>3. <u>1. 2の活動を通して幅広い年代が協力し合い、より多くの人が土に親しみ自然を学ぶ機会を提供する。</u></li> </ol> <p><b>第4条 (会員)</b> 本会はこの目的、趣旨に賛同する次の会員により構成され、会員は以下の条件をもってその資格を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員は (1)個人会員 (2)法人会員 (3)賛助会員 (4)特別会員からなる。</li> <li>2. <u>会員は特別会員を除き会費を納入する。</u></li> <li>3. 特別会員は学校及び学生・生徒とする。但し小学生以下は、保護者の承諾を必要とする。</li> <li>4. <u>会員は退会する場合、本会代表または副代表に退会届を提出する。</u></li> </ol> <p><b>第5条 (世話人会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本会は、第3条の活動を円滑に行うため3名以上10名以内の世話人を置く。</u></li> <li>2. <u>世話人は会員の推薦を経て総会で承認を得る。</u></li> <li>3. <u>世話人の互選により</u>代表1名を選任する。また必要に応じ副代表を置くことができる。</li> <li>4. <u>世話人の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。</u></li> </ol> <p><b>第6条 (総会)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>本会は代表の招集により、個人会員、法人会員による総会を年1回、開催し代表がこれを主宰する。</u> <u>また必要に応じて臨時総会を開催することができる。</u></li> </ol>

を必要とする。

#### 第5条（組織）

1. 美しい街にする会には、20名以下の世話人を置く。
2. 美しい街にする会は、1名の世話人代表が統括し、副代表を置くことができる。
3. 美しい街にする会の企画、運営を円滑に進めるため、必要により実行委員会を置く。
4. 実行委員会は第4条の会員の中から世話人代表が委嘱する。
5. 美しい街にする会には、アドバイザー顧問を若干名置き、指導、助言を受ける。
6. アドバイザー顧問は世話人代表が委嘱する。

#### 第6条（運営）

美しい街にする会の総会は世話人代表が年1回、第4条の会員を招集し主宰する。

#### 第7条（会計）

1. 美しい街にする会が行う活動に要する費用は、会員からの年会費およびこの会の活動に賛同する協賛団体等の賛助金によって賄う。
2. 会計年度は、4月1日から3月31日までとする。
3. 美しい街にする会は、年度末において事業報告書および収支決算書を作成する。
4. 個人会員は、年間1口1,000円の会費を1口以上負担するものとする。但し、家族会員は年間1口1,500円とする。
5. 法人会員は、年間1口10,000円の会費を1口以上負担するものとする。
6. 賛助会員は年間2,000円以上の賛助金を負担するものとする。
7. 特別会員は会費を免除する。

#### （付則）

この規約は平成13年9月25日から施行する。

平成14年6月9日改正	平成15年8月19日改正
平成16年6月6日改正	平成22年6月6日改正

#### 2. 総会は以下の事項について議決する。

- i) 規約の改定
- ii) 事業計画及び収支予算
- iii) 事業報告及び収支決算
- iv) 世話人の選任
- v) その他運営に関する重要事項

#### 3. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決する。

#### 4. 美しい街にする会の運営を円滑に進めるため、活動者会議は年2回以上開く。

#### 第7条（会計）

#### 1. 本会が行う活動に要する費用は、会員からの会費および助成金などによって賄う。

2. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第8条（会費）

1. 個人会員は、年間1口1,000円の会費を1口以上納入する。但し家族会員は年間1口1,500円とする。
2. 法人会員は、年間1口10,000円の会費を1口以上納入する。
3. 賛助会員は、年間2,000円以上の会費を納入する。
4. 特別会員は、会費を免除する。

#### （付則） この規約は平成13年9月25日から施行する。

平成14年6月9日改定	平成15年8月19日改定
平成16年6月6日改定	平成22年6月6日改定
平成29年6月10日改定	令和4年6月18日改定

平成29年6月10日改正



## 第六号議案 世話人の変更と役割分担

### ● 世話人代表の交代に対する議決

吉田 亜矢香から梅崎 俊文に代表変更。

#### 世話人の変更と役割分担について

梅崎俊文 (E6) 代表・環境学習

亀田義裕 (E10) 副代表・花壇総括(新任)

蓮本正明 (E10) クリーン活動・広報

山本一清 (W6) 広報

澤田加良子 (W7R) 花いっぱい

亀田なおみ (E10) 花いっぱい・会計・SNS

福田梢 (E4) 花いっぱい(新任)

会計監査 塩谷俊男 (E4)

## 質疑、意見交換